

## 自家用自動車有償貸渡賃貸借(単価契約) 仕様書

### 1. 契約対象

仕様書 別紙1 「使用予定台数」に掲げる車種、クラスとする。

### 2. 履行場所

受注者の営業所

### 3. 契約期間

契約期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

### 4. 仕様ほか

#### 【貸渡】

・発注は原則として各官署担当者から借受開始日時の前日までに予約の申込みを行う。  
ただし、緊急の場合は当日の予約も可能とする。

・受注者が予約申込みを受け付けた場合には、すみやかに貸渡しの可否を官署担当者へ連絡すること。

・予約の変更又は取消しを行う場合は、受注者の承諾を得るものとし、受注者の承諾を得たときは、予約の変更及び取消料の支払いは行わないものとする。

・受注者の営業所において貸渡、返却を行うものとする。

#### 【車両装備等】

・貸渡車両は、カーナビゲーション及びETC機器の搭載車とする。

・官署担当者からスタッドレスタイヤ装備が必要との連絡があった場合には、契約金額内において対応すること。

#### 【料金】

・官署担当者が事前に受注者へ連絡を行い、受注者が承諾した場合は、レンタカーの貸渡しを受けた営業所以外の営業所へ返却できるものとする(乗捨て)。

・原則として返却時は発注者においてガソリン又は軽油を給油するものとするが、返却時に給油できない場合は、燃料代は契約にて定めた額を走行距離に応じ発注者へ受注者が請求するものとする。

#### 【補償】

・事故による損害は、次の各号の補償限度内において受注者が負担する。

- ①対人賠償 1名につき無制限 (自賠償保険を含む)
- ②対物賠償 1事故につき無制限 (免責額 0円)
- ③車両補償 時価 (免責額 0円)
- ④搭乗者補償額又は人身傷害補償 1名につき3,000万円以上
- ⑤免責補償制度 適用する

・営業補償料(ノンオペレーションチャージ)は受注者において負担する。

・上記以外については、標準レンタカー貸渡約款によるものとする。

#### 5. 契約及び支払条件

・本契約は貸渡車両の数及びこれに伴う各種料金による**単価契約**とする。

単価契約とは、物品または役務の給付及び内容についてその規格と単価だけを決定し、金額は給付の実績によって算定することを内容とする契約をいう。

・予定数量はあくまで見込の数量であり、実際の発注数量を保証するものではない。

・**契約金額は、クラス毎による税込単価とする。**

・**入札時の各クラス毎の入札価格(税抜き)に消費税及び地方消費税を加算した税込み価格をクラス単価として契約価格(税込み)とするが、クラス毎に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた単価(税込み)により契約を結ぶ。**

・受注者は毎月末締め翌月にそれぞれ使用した官署により、「東北運輸局長」及び「仙台管区気象台長」、「国土地理院東北地方測量部長」及び「仙台出入国在留管理局长」あて請求書を提出することとし、発注者は適法な請求書を受領した日から30日以内に銀行振込により支払うものとする。

・請求に当たっては、1利用ごとに下記項目を記載した「請求内訳」を提出すること。

「利用日」「貸渡車両の登録番号、車名」「契約単価」「燃料代の請求がある場合は走行距離」「その他各種料金」「請求金額」「使用官署」

6. 年間予定数量 仕様書 別紙1「使用予定台数」のとおり

7. 入札の方法

入札価格(税抜き)は、①各車種、クラスあたりの単価に年間予定台数を乗じて得た金額(24時間まで使用した料金とする。)、②ガソリン又は軽油を給油せずに返却した場合のクラス毎の単価に、使用キロ数を乗じて得た金額、③レンタカーを借りた営業所以外の県で返却した場合(乗り捨て)の単価に予定回数を乗じて得た金額、以上①～③をあわせた総価(消費税及び地方消費税を含まない額)を入札金額とすること。

8. 入札参加条件

・仕様書 別紙2 官署一覧に掲げる全ての各官署から半径15km以内に営業所を有していること。

9. その他

・落札者は、「入札額内訳書」(仕様書 別紙3)をすみやかに提出すること。

・受託者は、原則として業務の一部を一括して第三者に委任し、又は請け負ってはならない。

ただし、業務開始2週間前までに業務第三者委託承認申請書(様式9)を作成し、発注者より承認を得た場合はこの限りでない。

番号	車種	クラス	乗車定員 積載量	東北 運輸局 (1-1)	青森運輸 支局 (1-2)	青森運輸 支局 八戸自動車 検査登録事 務所 (1-3)	青森運輸 支局 八戸海事 事務所 (1-4)	岩手運輸 支局 (本庁舎) (1-5)	岩手運輸 支局 (宮古庁舎) (1-6)	宮城運輸 支局 (1-7)	石巻海事 事務所	秋田運輸 支局 (1-8)	山形運輸 支局 (本庁舎) (1-9)	山形運輸 支局 (酒田庁舎) (1-10)	山形運輸 支局 庄内自動車 検査登録事 務所 (1-11)	福島 運輸支局 (本庁舎) (1-12)	福島運輸 支局 (小名浜庁 舎) (1-13)	福島運輸 支局 いわき自動車 検査登録事 務所 (1-14)	仙台管区 気象台 (2-1)	青森地方 気象台 (2-2)	盛岡地方 気象台 (2-3)	秋田地方 気象台 (2-4)	山形地方 気象台 (2-5)	福島地方 気象台 (2-6)	仙台管区 気象台(特 別会計) (2-7)	国土地理院 東北地方 測量部 (3-1)	仙台出入国 在留管理局 (4-1)	青森 出張所 (4-2)	盛岡 出張所 (4-3)	仙台空港 出張所 (4-4)	秋田 出張所 (4-5)	酒田港 出張所 (4-6)	郡山 出張所 (4-7)	予定回数 合計	満タン返しを せずに返還す る車両の 予定走行 距離(km)		
1	乗用車	1,000~1,300cc	5名	223	14		1	7	1	6	4	1	4			34			19	10	12	10	6	8	11	2		5						3	381	1,640	
2	乗用車	1,500cc~ 2,000cc	5名	46	4				1				1						22		1			2	1	1										79	866
3	乗用車	2,500cc~	5名																																	0	
4	ミニバン	2,000cc	8名	54			2		1	1		4				4			9	2	1	2				1						10			91	471	
5	ミニバン	2,500cc	8名	2																																2	
6	ミニバン	2,500cc	10名	1																							23									24	
7	ライトバ ン	1,200~1,500cc	5名							1									10	2	2		2			1										18	
8	ワンボック ス貨物	2,000~2,500cc	850kg程度																3	1	1	2					1	13				2				23	
うち、4WD車 指定回数				44	8											1			7	1	1				1											63	
合計				326	18	0	3	7	3	8	4	5	5	0	0	38	0	0	63	15	17	14	8	10	12	5	24	18	0	0	12	0	3	618			

乗り捨て予定回数	
0~50kmまで	1
0~100kmまで	3
100km超50kmごと	5

## 官署一覧表

## ①東北運輸局分

官 署 名	官署番号	住 所	電話番号
東北運輸局	(1-1)	〒983-8537 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎	(022) 791-7506
青森運輸支局	(1-2)	〒030-0843 青森県青森市大字浜田字豊田139-13	(017) 739-1501
青森運輸支局 八戸自動車検査登録事務所	(1-3)	〒039-2246 青森県八戸市桔梗野工業団地2-12-12	(0178) 20-3161
青森運輸支局八戸海事事務所	(1-4)	〒031-0831 青森県八戸市築港街2-16	(0178) 33-0718
岩手運輸支局（本庁舎）	(1-5)	〒020-0891 岩手県紫波郡矢巾町流通センター南2-8-5	(019) 638-2154
岩手運輸支局（宮古庁舎）	(1-6)	〒027-0038 岩手県宮古市小山田一丁目1-1	(0193) 62-3500
宮城運輸支局	(1-7)	〒983-8540 宮城県仙台市宮城野区扇町3-3-15	(022) 235-2517
秋田運輸支局	(1-8)	〒010-0816 秋田県秋田市泉字登木74-3	(018) 863-5813
山形運輸支局（本庁舎）	(1-9)	〒990-2161 山形県山形市大字漆山字行段1422-1	(023) 686-4711
山形運輸支局（酒田庁舎）	(1-10)	〒998-0036 山形県酒田市船場町2-5-43	(0234) 22-0084
山形運輸支局 庄内自動車検査登録事務所	(1-11)	〒997-1321 山形県東田川郡三川町大字押切新田字歌枕3	(0235) 66-4118
福島運輸支局（本庁舎）	(1-12)	〒960-8165 福島県福島市吉倉字吉田54	(024) 546-0345
福島運輸支局（小名浜庁舎）	(1-13)	〒971-8101 福島県いわき市小名浜字船引場19	(0246) 54-2311
福島運輸支局 いわき自動車検査登録事務所	(1-14)	〒973-8403 福島県いわき市内郷綴町字舟場1-135	(0246) 27-6151

## ②仙台管区気象台分

官 署 名	官署番号	納 入 先 住 所	電話番号
仙台管区気象台	(2-1)	〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-15 仙台第3合同庁舎	(022) 297-8100
青森地方気象台	(2-2)	〒030-0966 青森県青森市花園1-17-19	(017) 741-7412
盛岡地方気象台	(2-3)	〒020-0821 岩手県盛岡市山王町7-60	(019) 622-7869
秋田地方気象台	(2-4)	〒010-0951 秋田県秋田市山王7-1-4 秋田第2合同庁舎	(018) 824-0376
山形地方気象台	(2-5)	〒990-0041 山形県山形市緑町1-5-77	(023) 624-1946
福島地方気象台	(2-6)	〒960-8112 福島県福島市花園町5-46 福島第二地方合同庁舎	(024) 534-6724
仙台管区気象台（特別会計）	(2-7)	〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-15 仙台第3合同庁舎	(022) 297-8100

## ③国土地理院東北地方測量部

官 署 名	官署番号	納 入 先 住 所	電話番号
国土地理院東北地方測量部	(3-1)	〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-15 仙台第3合同庁舎	(022) 295-8611

## ④仙台出入国在留管理局

官 署 名	官署番号	納 入 先 住 所	電話番号
仙台出入国在留管理局	(4-1)	〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20 仙台第二法務合同庁舎	(0570) 022259(11#)
青森出張所	(4-2)	〒030-0861 青森県青森市長島1-3-5 青森第二合同庁舎	(017) 777-2939
盛岡出張所	(4-3)	〒020-0045 岩手県盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎6階	(019) 621-1206
仙台空港出張所	(4-4)	〒989-2401 宮城県名取市下増田字南原 仙台空港旅客ターミナルビル	(022) 383-4545
秋田出張所	(4-5)	〒010-0951 秋田県秋田市山王7-1-3 秋田第一地方合同庁舎5階	(018) 895-5221
酒田港出張所	(4-6)	〒998-0036 山形県酒田市船場町2-5-43 酒田港湾合同庁舎	(0234) 22-2746
郡山出張所	(4-7)	〒963-8035 福島県郡山市希望ヶ丘31-26 郡山第2法務総合庁舎1階	(024) 962-7221